

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（通称:「雪寒法」）

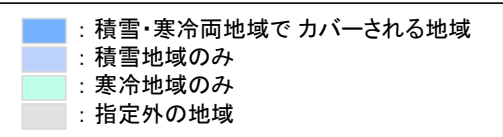
【目的<昭和31年制定>】

- 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域（積雪寒冷特別地域）における道路の交通を確保するため、
- ・積雪寒冷特別地域における重要な道路を指定（雪寒指定道路）
 - ・特例措置の対象（雪寒事業）及び内容（補助率のかさ上げ）を定めたもの

○積雪寒冷特別地域（気象要件）（施行例 第1条）

積雪地域：2月の積雪深最大値の
累年平均が50cm以上の地域

寒冷地域：1月の平均気温の
累年平均が0℃以下の地域



○雪寒指定道路（指定基準）（施行例 第1条）

国道・道府県道	市町村道
○日交通量概ね300台以上の道路 ○日交通量概ね150～300台未満の場合 以下のいずれかに適合する道路 ・市または人口5,000人以上の町と主要地を連絡 ・主要地と国道を連絡する道路 ○バス路線	○日交通量概ね300台以上の道路 ○日交通量概ね150～300台未満の場合 以下のいずれかに適合する道路 ・雪寒指定道路の国道・道府県道の代替路線または連絡道路 ・公共施設に通じる道路 ○バス路線

○特例措置の対象（雪寒事業と補助率のかさ上げ）

雪寒指定道路において実施する以下の事業について、特例措置（補助率のかさ上げ）を適用（雪寒五計にて決定）

※積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画（直近：R5.3.17閣議決定）

- ・除雪事業（道路の除排雪、除雪機械の整備を含む）

補助率のかさ上げ	通常	特例措置
	なし	2／3

- ・防雪事業（雪崩対策、地吹雪対策、消融雪設備 等）

補助率のかさ上げ	通常	特例措置
	1／2	6／10

- ・凍雪害防止事業（流雪溝、路盤改良 等）

補助率のかさ上げ	通常	特例措置
	1／2	6／10

《 除雪事業 》



《 防雪事業（雪崩対策の例） 》



《 凍雪害防止事業（流雪溝の例） 》



《 指定延長(R5) 》 ※雪寒五計の更新毎に見直し

	直轄国道	補助国道	道府県道	市町村道	計
指定延長	12,847km	13,777km	52,914km	76,409km	155,947km